

茨城県報

第6869号

昭和55年9月16日

火曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

	ページ
●保安林の指定の解除(林業課).....	1
●新規土地改良事業の審査(4件)(農地管理課).....	2
●道路の区域変更(3件)(道路維持課).....	3
●道路の供用開始(").....	5
●土地改良区の設立認可(農地管理課).....	5

(選挙管理委員会)

●昭和55年茨城県選挙管理委員会第8回定例委員会の招集.....	5
----------------------------------	---

(茨城県大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示.....	6
-------------------------------	---

公告

●土地立ち入り測量(2件)(用地課).....	7
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....	7
●道路位置の指定(建築指導課).....	8

広告

(日本住宅公団)

●土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人の氏名及び住所.....	8
----------------------------------	---

告示

茨城県告示第1345号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

那珂郡美和村鷺子字久保の入2305から2308まで・2309のイ・2312・2313・2314の1・2314の2
・2315から2317まで・2318の1

(以上13筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び美和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1346号

新治村大畑土地改良区が行おうとする大畑地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

新治村大畑土地改良区定款の写し

大畑地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年9月24日から昭和55年10月14日まで

3 縦覧の場所 新治村役場

茨城県告示第1347号

柿岡土地改良区が行おうとする新地地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

柿岡土地改良区定款の写し

新地地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年9月24日から昭和55年10月14日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第1348号

鹿島郡鉾田町野友1102長峰利雄ほか12名から、昭和55年7月23日付けで認可申請のあつた堀ノ内地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類
 - (ア) 堀ノ内地区土地改良事業共同施行規約の写し
 - (イ) 堀ノ内地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和55年9月24日から昭和55年10月14日まで
- 3 縦覧の場所 鉾田町役場

茨城県告示第1349号

岩瀬町長中田清一から、昭和55年6月18日付けで、認可申請のあつた西友部地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する、同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類
 - 西友部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和55年9月24日から昭和55年10月14日まで
- 3 縦覧の場所 岩瀬町役場

茨城県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和55年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荻島真壁
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字亀熊 726-1番先から 真壁郡真壁町大字亀熊 175-1番先まで	旧	メートル 最大 9.00 最小 3.60	メートル 957.00	
真壁郡真壁町大字亀熊 726-1番先から 真壁郡真壁町大字亀熊 1890-4番先まで		最大 31.00 最小 10.00	1,180.00	
真壁郡真壁町大字亀熊 726-1番先から 真壁郡真壁町大字亀熊 1890-4番先まで	新	最大 31.00 最小 10.00	1,180.00	新道完成による区域変更

茨城県告示第1351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨島真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡協和町大字上星谷 70-9番先 県道 真岡協和明野線分岐から 真壁郡真壁町大字亀熊 175-1番先 県道 石岡下館線交点まで	旧	メートル 最大 10.60 最小 5.50	メートル 7,239.10	
真壁郡協和町大字上星谷 70-9番先 県道 真岡協和明野線分岐から 真壁郡真壁町大字塙世字金砂 939-7番地先 県道 石岡下館線交点まで	新	最大 31.00 最小 5.50	7,889.10	道路改良工事及び県道 石岡下館線の一部編入 のための区域変更

茨城県告示第1352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑波益子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字羽鳥字叶田 713-1番先から 真壁郡真壁町大字古城字館 二の丸215-3番先まで	旧	最大 <small>メートル</small> 36.70	3,071.00	
		最小 4.30		
真壁郡真壁町大字羽鳥字叶田 713-1番先から 真壁郡真壁町大字古城字館 二の丸215-3番先まで 真壁郡真壁町大字羽鳥字叶田 713-1番先から 真壁郡真壁町大字山尾字西町 732-3番先まで	新	最大 36.70	3,071.00	道路改良工事による区 域変更
		最小 4.30		
		最大 30.00	2,750.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第1353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 筑波益子線
- 2 供用開始の区間
真壁郡真壁町大字田字金井1090-8番先から
真壁郡真壁町大字山尾字西町732-3番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年9月16日

茨城県告示第1354号

西茨城郡岩瀬町大字亀岡685に事務所を置く岩瀬北部土地改良区の設立を土地改良法第10条第1
項の規定により昭和55年9月5日認可したから同条第3項の規定により公示する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第68号

昭和55年茨城県選挙管理委員会第8回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和55年9月16日

茨城県選挙管理委員会
委員長 八木下 繁 一

- 1 招 集 日 時 昭和55年9月18日 (木) 午前10時
- 2 招 集 場 所 茨城県議会特別会議室
- 3 議 題
 - (1) 笠間市長選挙における当選の効力に関する審査申立の受理等について
 - (2) そ の 他

~~~~~  
(茨城県大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第5号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所、(2)事業者にあつては、その事業の種類、(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商工指導課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和55年9月16日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 白 沢 正 二

- 1 届出者の氏名又は名称  
安全商事株式会社
  - 2 届出者の住所  
水戸市千波町1905
  - 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
総合日曜大工センターアンゼン牛久店  
稲敷郡牛久町猪子字前出久保995の1
  - 4 開 店 日 昭和56年5月13日
  - 5 店 舗 面 積 1,176㎡
  - 6 閉 店 時 刻 午後7時
  - 7 休 業 日 数 年間28日
  - 8 主として販売する物品の種類  
雑貨, 家庭用品, その他
- ~~~~~

## 公 告

### ●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次とおり公告する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道高萩里見線道路改良事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
久慈郡里見村大字小菅字滝の前及び字滝の沢地内  
" " 大字折橋字宿東及び字水口地内  
" " 大字大中字殿田及び字扇内地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和55年9月16日から昭和55年10月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨 城 県
  - 2 事業の種類 県道千葉竜ヶ崎線道路改良事業
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
竜ヶ崎市大字川原代町字文間通、字鴻巣、字横堤及び字門倉地内  
" 大字馴柴町字参区地内  
" 大字馴馬町字上米余郷及び字上米地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和55年9月16日から昭和56年1月30日まで

### ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
勝田市馬渡字東板宮2995番7, 同番13
- 2 事業主の住所及び氏名  
勝田市馬渡2975番10  
高 安 保 蔵

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 稲敷郡阿見町若栗613番7, 523番7の一部, 484番1, 同番3, 同番4, 528番81
- 2 事業主の住所及び氏名  
 土浦市中村町377  
 川村 忠太郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 水戸市吉沢町字東割766番11, 同番19, 同番20, 同番25, 同番26, 同番27
- 2 事業主の住所及び氏名  
 水戸市中央2丁目8番37号  
 大京建設株式会社  
 代表取締役 桜井 昭雄

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年9月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

| 指定番号           | 指 定 日<br>年 月 日 | 申 請 者                     |                     | 道 路 の 位 置                         | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|----------------|---------------------------|---------------------|-----------------------------------|--------------|---------------|
|                |                | 氏 名                       | 住 所                 |                                   | 幅 員          | 延 長           |
| 浦土木指令<br>第709号 | 55. 8. 27      | 金勝 悦子                     | 筑波郡谷田部町<br>大字下原385番 | 筑波郡谷田部町<br>東二丁目5番16               | メートル<br>4.00 | メートル<br>20.00 |
| "<br>第710号     | 55. 8. 28      | 池田林業(株)<br>代表取締役<br>池田 敏一 | 土浦市管谷町<br>乙の1467番   | 土浦市神立町字宮林下<br>4362番2, 同番7,<br>同番8 | 4.00         | 33.60         |
| "<br>第711号     | "              | 栗山 実                      | 新治郡桜村大字<br>倉掛1169番  | 新治郡桜村竹園<br>2丁目16番18               | 4.03         | 32.51         |

廣 告

(日本住宅公団)

●土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人の氏名及び住所

住宅公団首都圏宅地開発本部公告第34号

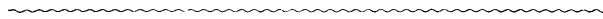
日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第5項の規定に基づき、岩井・境都市計画事業冬木特定土地区画整理審議会の委員の選挙において当選した者の氏名及び住所を下記のとおり公告する。



| 委員の種別   | 氏 名     | 住 所                    |
|---------|---------|------------------------|
| 土地所有者委員 | 松 本 竜 平 | 茨城県猿島郡五霞村大字元栗橋1247番地の1 |
| "       | 大久保 守 正 | " " " " 3308番地         |
| "       | 斉 木 泉   | " " " " 3279番地         |
| "       | 石 塚 弘 勝 | " " " " 2208番地         |
| "       | 金 子 一 郎 | " " " " 5424番地         |
| "       | 栗 原 福 一 | " " " " 大字冬木1146番地の1   |
| "       | 大 塚 孝   | 埼玉県北葛飾郡幸手町中一丁目6番6号     |
| "       | 菊 地 重 平 | 茨城県猿島郡五霞村大字冬木1811番地    |
| "       | 栗 原 靖   | " " " " 1151番地         |
| "       | 小野寺 清   | " " " " 2424番地の1       |
| "       | 知 久 光 之 | " " " " 1666番地         |
| "       | 植 竹 康 之 | " " " " 1186番地         |

昭和55年9月16日

日 本 住 宅 公 団



★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所